

軽自動車税（小型特殊自動車）の申告及び登録について

令和5年12月 北広島市総務部税務課固定資産税家屋・償却資産担当

小型特殊自動車については、公道を走行する、走行しないに関係なく、原則として所有していることで軽自動車税が課税されることとなっております。そのため、下記の規格に該当する小型特殊自動車を所有されている場合、固定資産税（償却資産）としてではなく、軽自動車税の申告及び登録をしていただくようお願いしております。（既に軽自動車として申告している場合は必要ありません。）

●軽自動車税種別割の課税対象となる小型特殊自動車の規格（道路運送車両法施行規則第二別表第一に規定する基準）

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	総排気量
農耕作業用自動車 (乗用) ※1	制限なし	制限なし	制限なし	35 未満※3	制限なし
上記以外の 小型特殊自動車※2	4.7 以下	1.7 以下	2.8 以下	15 以下	制限なし

※1 農耕作業用自動車（乗用）

- ・農耕トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀作業車 ・田植機
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行が可能となるよう、トレーラタイプの農作業機が「農耕作業用トレーラ」として国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定されました。

これに伴い、従前は償却資産の課税対象だったトレーラについて、公道を走行するための保安基準を満たす場合は、軽自動車税の申告及び登録が必要です。

※2 ※1 以外の特殊自動車（乗用）

- ・フォークリフト ・タイヤローラ ・ショベルローダ ・ロードローラ
- ・ロータリー除雪車 ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車

※3 最高速度 35 km/h 以上の農耕作業用自動車、最高速度 15 km/h を超える産業・建設車両等は、大型特殊自動車に該当します。

大型特殊自動車には自動車税は課税されませんが、事業用資産の場合には固定資産税の課税対象となりますので償却資産の申告が必要となります。

- ・乗用でないものは軽自動車税対象ではなく、事業用資産の場合には固定資産税（償却資産）の課税対象となります。
- ・農耕作業用自動車に該当するものは、用途（単に農業用として使っている）ではなく、車種（農業用として作られたもの）での判断となります。
- ・車種等の判別が困難な場合は、市役所税務課または販売店様などへお問い合わせください。

（お問い合わせ先）北広島市総務部税務課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 電話番号：011-372-3311（代表）

固定資産税（償却資産）に関すること 固定資産税家屋・償却資産担当（内線 3724・3725）

軽自動車税に関すること 税務担当（内線 3711・3713）